

4 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校では、地域におけるセンター的機能の役割（特別支援教育に関わる相談・支援の役割）を果たしています。

小・中学校において、初めて特別支援教育コーディネーターに任命されたとき、どこに相談しながら校内支援を進めていけばよいのか、悩む方も多いのではないのでしょうか。ぜひ、学区の特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を深めながら、校内における特別支援教育を推進してください。

センター的機能って？
特別支援学校に、どんな相談ができるの？



①小・中・高等学校等への支援

- ・通常の学級に在籍する児童生徒についての要請による相談（巡回相談）
＜行動観察とカンファレンス＞
児童生徒の実態把握をし、先生方との支援会議により、具体的な支援策を探ります。
「個」の相談をきっかけに、学級全体に対する支援について発展することもあります。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒についての相談
（行動観察とカンファレンス 授業づくりにおけるアドバイス）
- ・教材や教具の貸し出し
- ・医療、療育センター、保健、福祉、進路など他機関の紹介
- ・障害理解のための出前授業
- ・自立活動・進路など特別支援学校の紹介

②小・中・高等学校等に対する研修協力

- ・発達障害の理解と支援
- ・個別の指導計画の理解と作成について
- ・事例検討会
- ・ユニバーサルデザインの授業作り
- ・特別支援教育授業研究への支援

③その他

- ・保護者や当事者からの相談や、啓発のための公開講座も行っています。
- ・それぞれの特別支援学校において、地域の特徴に合わせながらセンター的機能に取り組んでいます。
- ・各校とも、常時情報発信しているので、まずは連絡をとってみることをおすすめします。

☆特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの立場から



特別支援学校による近隣の小・中・高等学校への支援は以前から行われていましたが、平成19年4月の改正学校教育法の施行に当たり、平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長名による「特別支援教育の推進について（通知）」を機に、特別支援学校の「地域における特別支援教育のセンター的機能」の位置付けが明確になりました。

特別支援教育コーディネーターを担当した当初は、「個に対する相談」に個別に対応することや、「発達障害理解」のための教員研修を実施することなどが中心という印象でした。どちらかと言うと、「特別支援教育専門の先生による助言」というとらえられ方が主だったようです。

現在は「学校コンサルテーション」の考え方をもとに、違う立場の専門家同士（児童・生徒を直接支援する専門家である小・中・高等学校の教師と特別支援教育の専門家である特別支援学校の教師）が協働で問題を解決していくという視点に立って相談支援も行っています。相談のきっかけは「個への支援」であっても、それを学校主体で組織的に取り組んでいただくことにより、学校全体の特別支援教育の推進につなげていくことを目指しています。

また、市町村教育委員会や相談センター・医療などの他機関とも連携しながら相談を進めています。

☆特別支援学校による相談支援体制（学校コンサルテーションのイメージ）

